

事 企 法 一 二 三 四

令 和 六 年 九 月 四 日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の運用について（令和 5 年 1 2 月 2 0 日事企法—3 2 9）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 6 年 1 2 月 1 日以降は、これによってください。

なお、この通知による改正前の「人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の運用について」別表人事院規則 8—1 2（職員の任免）の運用について（平成 2 1 年 3 月 1 8 日人企—5 3 2）の欄に掲げられていた人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置については、なお従前の例によってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分のように改める。

改正後				改正前					
別表（第1項、第2項、第4項関係）				別表（第1項、第2項、第4項関係）					
人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置	人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置		
人事院規則8-1-2（職員の任免）の運用について（平成21年3月18日人企-53-2）	第9条関係第3項の認定に関する文書（人事院規則8-1-2（職員の任免）第8条第1項に規定する名簿のうち同規則第14条第1項第2号に掲げる採用試験に係る名簿に係るものに限	他名簿認定申請書 当該申請に対する認定の文書	7年	廃棄	人事院規則8-1-2（職員の任免）の運用について（平成21年3月18日人企-53-2）	第9条関係第3項の認定に関する文書（人事院規則8-1-2（職員の任免）第8条第1項に規定する名簿のうち同規則第14条第1項の規定により有効期間が6年6月とされているものに係	他名簿認定申請書 当該申請に対する認定の文書	7年	廃棄

る。)		
第9条関係 第3項の認 定に関する 文書（人事 院規則8— 12第8条 第1項に規 定する名簿 のうち同規 則第14条 第1項第3 号に掲げる 採用試験に 係る名簿に 係るものに 限る。)	他名簿認定申 請書 当該申請に対 する認定の文 書	6年
第9条関係 第3項の認 定に関する 文書（人事 院規則8— 12第8条	他名簿認定申 請書 当該申請に対 する認定の文 書	5年

るものに限 る。)		
第9条関係 第3項の認 定に関する 文書（人事 院規則8— 12第8条	他名簿認定申 請書 当該申請に対 する認定の文 書	5年

第1項に規定する名簿のうち同規則第14条第1項第1号に掲げる採用試験に係る名簿に係るものに限る。)		
(略)	(略)	(略)
第9条関係第3項の認定に関する文書（人事院規則8-12第8条第1項に規定する名簿のうち同規則第14条第1項第1	他名簿認定申請書 当該申請に対する認定の文書	1年

第1項に規定する名簿のうち同規則第14条第1項の規定により有効期間が5年とされているものに係るものに限る。)		
(略)	(略)	(略)
第9条関係第3項の認定に関する文書（人事院規則8-12第8条第1項に規定する名簿のうち同規則第14条第1項の規	他名簿認定申請書 当該申請に対する認定の文書	1年

	号から第3号までに掲げる採用試験に係る名簿に係るものを除く。）			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

	定により有効期間が1年又は1年2月とされているものに係るものに限る。）			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

以 上